

## 介護老人福祉施設重要事項説明書

### 1. 特別養護老人ホームトリアスの概要

#### (1) 施設の名称・所在地等

事業所番号	1970100200
事業者名	社会福祉法人 和 人 会 介護老人福祉施設トリアス
所在地	山梨県甲府市国玉町951-1

#### (2) 施設の職員体制

	常勤	兼務	非常勤	計	備 考
施設長	1名			1名	
医師			4名	4名	嘱託医
事務員	3名		2名	3名	
生活相談員	2名			2名	
介護支援専門員	名	5名		5名	
介護職員	29名		3名	32名	
看護職員	3名		2名	5名	
管理栄養士	1名			1名	
機能訓練指導員	1名			1名	

- ・介護支援専門員 1名以上
- ・介護福祉士 17名以上

#### (3) 施設の設備等の概要

定員		76名
居室	4人部屋	18室 (1室 33㎡)
	2人部屋	6室 (1室 27.19㎡)
	1人部屋	8室 (1室 16.5㎡)
浴室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般浴槽</li> <li>・特殊浴槽</li> </ul>

## 2. サービスの内容

### (1) 施設サービス計画の作成

包括的自立支援プログラム（三団体版）方式

### (2) 食事

利用者の身体状態、嗜好、栄養バランス、季節感を考慮した食事を提供します。

（普通食、キザミ食、ミキサー食、流動食、経管（胃ろう）栄養食等状態に応じた食事）

朝食 7：30～

昼食 12：00～

夕食 18：00～

### (3) 入浴

週2回入浴を行ないます。

2階、月曜日・木曜日（普通浴）、火曜日・金曜日（特別浴）

3階、月曜日・木曜日（特別浴）、火曜日・金曜日（普通浴）

入浴できない場合については、清拭等を行い身体の清潔を保ちます。

### (4) 介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

排泄介助、おむつ交換、移動移乗介助、着替え、体位交換、シーツ交換、食事の介助等、日常生活全般にわたる介護。

### (5) 機能訓練

原則として、機能訓練室において行ないますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものとなっています。

### (6) 生活相談

生活相談員に、介護以外の日常生活に関することを含め相談ができます。

### (7) 健康管理

当施設では、年1回健康診断を行ないます。週1回の嘱託医の診察や健康相談サービスを受けることができます。必要に応じてバイタルチェックを行ないます。

### (8) 特別食

医師からの指示による特別食の対応ができます。

### (9) 理美容サービス

当施設では、月2回理美容サービスを実施します。この場合料金は別途必要です。

### (10) 日常費用支払代行

日常生活にかかる諸費用に関する支払代行業務（行政手続き代行も含む）を行なっています。

住民票の移動、国保・老人医療の加入、年金の住所変更、障害手帳の住所変更等個人負担金、医療費、入院料、新聞・雑誌、お菓子類、衣類等の支払い。

### (11) レクリエーション等

当施設では、誕生会、四季折々の行事、グループワーク、小中学生・地域住民の交流会等を行います。行事によっては、別途参加費のかかるものもあります。

### 3. 利用料金

#### (1) 基本料金 【令和6年4月1日改定】 地域区分7級地 10.14円

##### ① 介護福祉施設サービス費 (従来型個室・多床室)

※介護サービス料の計算は、1単位=10.14円で計算するため、金額算定には端数処理が生ずることになり、1日当たりの金額での計算と請求金額には若干の差異が生じます。

	基本サービス費					
	1日あたりの(単位)			1日あたりの(円計算)		
負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護度1	589単位	1,178単位	1,767単位	598円	1,195円	1,792円
要介護度2	659単位	1,318単位	1,977単位	669円	1,337円	2,005円
要介護度3	732単位	1,464単位	2,196単位	743円	1,485円	2,227円
要介護度4	802単位	1,604単位	2,406単位	814円	1,627円	2,440円
要介護度5	871単位	1,742単位	2,613単位	884円	1,767円	2,650円

##### ② 食費 1日あたり1,500円 (減額制度あり)

##### ③ 居住費 1日あたり 個室 1,231円 多床室 915円 (負担減免制度有)

※下記の加算は1割負担を表記しています。利用者負担割合に応じて2割負担・3割負担に乗じた自己負担の金額となります。

##### ④ 初期加算 入所後30日間は、1日31円の負担増となります。また、30日を越える入院後も同様となります。

##### ⑤ 入所者が入院をした場合および外泊をした場合は各月毎に6日を限度として1日に付き254円(246単位)の自己負担となります。但し、入院または外泊の初日および最終日は、上記の基本料金の金額となります。入所者が入院中及び外泊時の空きベッドを、入所者の同意を得て短期入所生活介護に転用することがあります。なお、その際には、上記の254円(246単位)の自己負担は不要となります。

##### ⑥ 看護体制加算(I)ロ 看護体制加算(II)ロ

常勤の看護師を1名以上配置しており、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保された場合に基本料金に13円(12単位)加算されます。 ・看護責任者/看護師：中川百合子

##### ⑦ 夜間職員配置加算 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が最低基準を1名以上上回って配置することにより14円(13単位)/日が加算されます。夜間時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)により22円(21単位)/日が加算されます。

##### ⑧ 配置医師緊急時対応加算 配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行ったときに (早朝6時~8時・夜間18時~22時) 660円(650単位)/回

(深夜 22 時～6 時の場合) 1,391 円 (1,300 単位) / 回  
又は配置医師の通常の勤務時間外 (早朝・夜間及び深夜を除く) に施設に訪問  
をして入所者に対し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合  
330 円 (325 単位) / 回に加算されます。

- ⑨ 特別通院送迎加算 663 円 (594 単位) / 月  
透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等  
やむを得ない事情があるものに対して、1 月に 12 回以上の送迎を行った場合  
に加算されます。
- ⑩ 協力医療機関連携加算  
協力病院機関との間で入所者の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共  
有する会議を定期的で開催した場合に加算されます。  
令和 7 年 3 月 31 日迄 102 円 (100 単位) / 月  
令和 7 年 4 月 1 日以降 51 円 (50 単位) / 月  
上記以外の協力病院と連携している場合 5 円 (5 単位) / 月
- ⑪ 退院時情報提供加算 254 円 (250 単位) / 回  
医療機関へ退所する入所者等について、退院後の医療機関に対して入所者等  
を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所等の心身の状況、生活歴等を  
示す情報を提供した場合に、入所者 1 人につき 1 回、加算されます。
- ⑫ 高齢者施設等感染対策向上加算 (I) 11 円 (10 単位) / 月  
感染症法第 6 条第 17 項に規定する第二種協力病院指定医療機関との間で新  
興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。  
協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の取り決  
めをしていること。  
診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を  
行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修  
又は訓練を 1 年に 1 回以上参加していること。
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算 (II) 5 円 (5 単位) / 月  
診療報酬における感染症対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3  
年に 1 回以施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受  
けていること。
- ⑬ 新興感染症等施設療養費 244 円 (240 単位) / 日  
入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診  
療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症対策に感染した  
入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行っ  
た場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定します。  
※新型コロナ感染症を含む
- ⑭ 業務継続計画未実施減算 所定単位数の 3.0% を減算  
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的  
に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図る為の計画 (業務  
継続計画) を策定すること。  
当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ⑮ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数 1.0% を減算  
虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに職員  
への周知徹底を図ること  
虐待防止のための指針を整備すること

職員に対し虐待防止のための研修を定期的実施すること  
上記措置を適切に実施するための担当者置くこと

⑩ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 153 円（150 単位）／月

（1）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者を占める割合が2分の1以上のものであること

（2）認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下『予防等』という）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること

（3）対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること

（4）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

⑪ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 122 円（120 単位）／月

（1）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合すること・

認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること

※認知症ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合においては算定不可

⑫ 自立支援促進加算 284 円（280 単位）／月

医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い少なくとも3か月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の見直しを行うとともにその医学的評価の結果等の情報を厚生労働大臣に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること

医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し支援計画に沿ったケアを実施していること

医学的評価に基づき少なくとも3か月に1回、入所者ごとに支援計画を行っていること

医師が自立支援計画に係る支援計画の策定に参加していること。

その他ライフの関連加算に共通した見直しを実施

⑬ 医師が終末期にあると判断した利用者に対して、医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に基本料金に（死亡日以前31日～45日）73 円（72 単位）／日（死亡日以前4～30日）146 円（144 単位）／日、

（死亡日前日・前々日） 690 円（680 単位）／日、（死亡日）1.298 円（1.280 単位）／日加算されます。

上記看取り加算の算定にあたり、配置医師緊急時対応加算による医療体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合

(死亡日以前 31 日～45 日) 73 円 (72 単位) / 日 (死亡日以前 4～30 日) 146 円 (144 単位) / 日

(死亡日前日・前々日) 791 円 (780 単位) / 日、(死亡日) 1,603 円 (1,580 単位) / 日加算されます。

- ⑳ 日常生活継続支援加算 37 円 (36 単位) / 日加算 算定要件 (I から III のいずれかの要件を満たした場合に加算されます。)

I. 新規入所者の総数が、要介護 4～5 の割合が 70%以上である場合。

II. 認知症日常生活自立度 III 以上の割合が 65%以上である場合。

III. たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の 15%以上である場合。

- ㉑ サービス提供体制加算 (I) イ 介護福祉士が全体の 60%以上配置されている場合に 19 円 (18 単位) / 日加算されます。

・ サービス提供体制加算 (I) ロ 介護福祉士が全体の 50%以上配置されている場合に 13 円 (12 単位) / 日加算されます。

・ サービス提供体制加算 (II) 常勤職員が 75%以上配置されている場合に 6 円 / 日加算されます。

サービス提供体制加算 (III) 3 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されている場合に 6 円 (6 単位) / 日加算されます。

注意：サービス提供体制加算(I)～(III)は、いずれか1つのみ算定となります。

- ㉒ 認知症専門ケア加算 (I) 認知症日常生活自立度 III 以上の者が、入所者・入居者の 1/2 以上であること

認知症介護実践に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が 20 人未満である場合にあつては、1 人以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあつては、1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施していること。

は技術的指導会議を定期的開催していることで 1 日 3 円 (3 単位) 算定されます。

・ 認知症専門ケア加算 (II) 認知症専門ケア加算 I の要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者 1 名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導を実施していること

介護・看護職員ごとの認知症に関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定する場合に 1 日につき 4 円 (4 単位) 算定されます。

- ㉓ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症の行動・心理症状が認められた利用者について、緊急に介護福祉施設サービスを行った場合に入所日から起算して 7 日を算定の限度として 203 円 (200 単位) / 日加算されます。

- ㉔ 個別機能訓練加算 (I) 専従の機能訓練指導員を 1 名以上(入所者 100 人につき) 配置し、看護、介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施していることで 13 円 (12 単位) / 日加算されます。

(H30 より一定の実務経験を有するはり師・きゅう師も含まれる)

・ 個別機能訓練加算 (II) 個別機能訓練加算 (I) を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練にあたって当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用

することで 21 円（20 単位）／日加算されます。

- ・個別機能訓練加算（Ⅲ）個別機能訓練加算Ⅱを算定していること  
口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること  
入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報をその他の個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること  
共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の併用可

⑳ ADL維持加算（Ⅰ） 31 円（30 単位）／月

イ 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。

ロ 利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6日目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において Barthel index 適切に評価できる者がADL値を測定、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

ハ 利用開始月の翌月から起算して6日目の月に測定したADL値から利用者開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済みADL利得）について、利用者から調整済みADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象者とし、評価対象利用者の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上であること

- ・ADL維持加算（Ⅱ） 61 円（60 単位）／月
- ・ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと  
評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が3以上である事。  
※（Ⅰ）（Ⅱ）は併算定不可

㉑ 若年性認知症利用者受入加算 受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていることで 122 円（120 単位）／日

㉒ 療養食加算 医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合に 6 円／日加算されます。

㉓ 経口移行加算 医師の指示に基づき医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者毎に経口移行計画を作成している場合にあつて、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内に限り 28 円／日加算されます。※栄養ケアマネジメント加算を算定していない場合は算定できません。

㉔ 経口維持加算（Ⅰ） 現に経口より食事を摂取するものであつて、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1 月につき 400 円算定されます。

経口維持加算（Ⅱ） 当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、

経口維持加算（Ⅰ）において行う食事観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合経口維持加算（Ⅰ）に加えて1月につき100円算定されます。

- ③⑩ 口腔衛生管理体制加算 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を月1回以上行い、入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画を作成した場合に31円（30単位）／月加算されます。
- ③⑪ 口腔衛生管理加算 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合に92円（90単位）／日加算されます。なお、口腔衛生管理体制加算を算定していることが必要です。
- ③⑫ 退所前訪問相談援助加算 退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し入所者・家族等に退所後のサービス利用について相談援助を行った場合、入所中1回（入所後早期に相談援助の必要がある場合は2回）を限度して467円（460単位）／回加算されます。
- ③⑬ 退所後訪問相談援助加算 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者、家族等に相談援助を行った場合、退所後1回を限度として467円（460単位）／日加算されます。
- ③⑭ 退所時相談援助加算 406円（400単位）／回（1人につき1回を限度）  
・退所時に入所者・家族等に対し退所後のサービス利用についての相談援助を行った場合。  
・退所日から2週間以内に、市区町村・老人介護支援センター等に対し、介護状況を文章により提供した場合
- ③⑮ 退所前連携加算 507円（500単位）／回（1人につき1回を限度）  
退所に先立って、入所者が希望する居宅介護支援事業所へ、退所後のサービス利用について文章による情報を提供し、連携して調整を行った場合
- ③⑯ 精神科医療指導加算 認知症入所者が全体の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が、月に2回以上行われ場合に5円／日加算されます。
- ③⑰ 在宅復帰支援機能加算 11円（10単位）／日  
6か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けている者の割合が20%を超えている  
退所日から30日以内に従業者が居宅を訪問又は居宅介護支援事業所から情報提供を受け、退所者の在宅生活が1月以上継続する見込みであることを確認・記録した場合に算定されます。
- ③⑱ 在宅・入所相互利用加算 41円（40単位）／日  
在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超える時は、三月を限度とする）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者がいる場合算定されます。
- ③⑲ 障害者生活支援体制加算（Ⅰ）  
視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害もしくは精神障害者の数が15人以上の施設に加え、入所障害者数が入所者総数の30%以上の施設も対象とし27円（26単位）／日算定されます。  
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）  
入所障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、専ら障害者支援専門員として職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置した場合42円（41単位）

／日算定されます。

- ④⑩ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に 14.0%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数に 13.6%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数に 11.3%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数に 9.0%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）から（14） 現行の3加算の取得状況に基づく加算率
- ④⑪ 生活機能向上連携加算 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携することにより 200円／月又は 100円／月（個別機能訓練加算を算定している場合）算定されます。
- ④⑫ 排せつ支援加算（Ⅰ） 11円（10単位）／月  
排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3か月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報を活用していること  
評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員が共同しては排せつ介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し支援を継続的に辞していること  
少なくとも3か月1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること
- ・排せつ支援加算（Ⅱ） 16円（15単位）／月  
排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所者等と比較して、排尿、排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化しない。  
又はおむつ使用ありから使用しないに改善していること  
又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について留置カテーテルが抜去されたこと。
- ・排せつ支援加算（Ⅲ） 21円（20単位）／月  
排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所者等と比較して、排尿、排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化しない。  
又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること  
又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について留置カテーテルが抜去されたこと。  
かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。
- ※ 排せつ支援加算（Ⅰ）～（Ⅲ）併算不可
- ④⑬ 褥創マネジメント加算（Ⅰ） 3円（3単位）／月  
入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥創の有無を確認するとともに、褥創の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時は又は利用開始時に評価し少なくとも3か月に1回評価すること  
確認評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥創管理の実施に当たって、当該情報その他の褥創管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること  
確認の結果褥創が認められ、又は評価の結果、褥創が発生するリスクがあると

された入所者又は利用者ごとに医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種のもが共同して褥創管理に関する褥創ケア計画を作成していること

入所者または利用者ごとに褥創ケア計画に従い褥創管理を実施するとともにその管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること

評価に基づき少なくとも3月に1回入所者又は利用者ごとに褥創ケア計画を見直していること

・褥創マネジメント加算（Ⅱ） 14円（13単位）／月

褥創マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥創の認められた入所者等について、当該褥創が治癒したことと、又は褥創が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥創が発生しないこと

※ 褥創マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）併算不可

④④ 在宅サービスを利用した時の費用 入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき568円（560単位）／日算定されます。

④⑤ 低栄養リスク改善加算 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好品を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に対し305円（300単位）／月算定されます。

退所時栄養情報連携加算 71円（70単位）／回

厚生労働大臣が認める特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者

管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月に1回を限度として所定単位数を算定する。

※疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、肝臓病食、痛風食、嚥下困難者の為の流動食、景観栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く）

④⑥ 再入所時栄養連携加算 厚生労働大臣が認める特別食※を必要とする者  
※疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、肝臓病食、痛風食、嚥下困難者の為の流動食、景観栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く）203円（200単位）／1回に限り算定されます。

④⑦ 生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ 訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師から助言を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画書を作成等する事。理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場またはICTを活用した動画により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。102円（100単位）／月（3ヶ月に1度）訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が加算を算定する事業所に訪問し、機能訓練指導員等と共同して、

利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。102円（100単位）／月

- ④⑧ 科学的介護推進体制加算Ⅰ・Ⅱ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること  
必要に応じて介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

利用者ごとの疾病の状況等の情報を提出していること

- ④⑨ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 102円（100単位）／月

（Ⅱ）の要件を満たし（Ⅱ）のデータにより業務改善の取り組みよる成果（※1）が確認されていること・

見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。

職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）取組等を行っていること。

1年以外ごとに1回業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと

- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 11円（10単位）／月

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること

見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること

1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

厚生労働省が定める内容に沿って加算を算定します。

上記の加算につきましては、算定条件が整い次第算定させていただきます。

介護保険の改定等に伴い、加算や算定条件などに変更がある場合があります。

(2) その他日常生活費等

以下にお示しする内容はご利用者の自由な選択により実費をお支払い頂きます。

品目名等	単位	価格	ご希望の項目にチェックをお願いします。	備考
《出張理美容サービス》 (カット・カラーも可)	回	実費	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。	
《入浴用品》 シャンプー・リンス ボディシャンプー 保湿剤・化粧水	日	50 円	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。	
《タオル類》 フェイスタオル バスタオル	日	30 円	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。	
《口腔ケア物品》 歯ブラシ等・歯磨き粉 義歯洗浄剤・義歯固定剤	日	70 円	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。	
おやつ代等	日	50 円	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。	
《健康管理費》 インフルエンザ予防接種 肺炎球菌ワクチン等	回	実費	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。	
協力病院以外の病院、診療所への受診の為の送迎	往復	3,000 円	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。	

- ① ご希望されない項目についてはご家族様での準備、対応をお願い申し上げます
- ② オムツの費用は保険給付に含まれております。
- ③ 上記内容を希望されている方が入院等された場合、日額は頂きません。
- ④ 生活保護受給者の方については協力病院以外の病院、診療所への受診した為の送迎費 3,000 円は頂きません。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に設定及び変更することがあります。その場合、事前に設定・変更の内容と事由について説明します。

(3) 基本料金の減免措置 ※所得に応じ減免措置制度があります。

(4) 利用者負担金の支払は、毎月 20 日までに前月分の請求をします。

依頼があった場合は、お預かりしている預金通帳から施設が支払い手続きを代行することも出来ます。手続き終了後領収書を発行（郵送）します。

#### 4. 協力医療機関等

当施設では、関連医療保健機関として下記と連携しています。

##### (1) 関連医療機関及び施設

- ① 今井整形外科 (甲府市上阿原 1151)
- ② 雨宮歯科医院 (甲府市中央 1-7-4)
- ③ 向町こころのクリニック (甲府市向町 267-1)

#### 5. 入退所の手続き

##### (1) 入所手続き

- ① 原則要介護 3 以上の認定を受けた方で入所を希望される方は、申込書で受け付けるものとします。
- ② 要介護 1・2 の申請については所定の施設申請書と原則として介護支援専門員が作成した、『特例入所介護支援専門員意見書』を添えて行う事とします。
- ③ 入所が決定した場合契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定と同じです。

##### (2) 契約の自動終了・解除

以下の場合には連絡がなくとも契約は自動的に終了となります。

- ① 他の介護保険施設や認知症共同生活介護等へ入所、入院された場合。
- ② 利用者の死亡または被保険者資格を喪失した場合。
- ③ 以下の場合には 30 日間の予告期間をおいて、書面で通知することにより、契約を解除することができます。
- ④ 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく 10 万円以上若しくは 3 ヶ月間遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず 1 ヶ月以内に支払われない場合。なお、この場合は施設に解除権が発生しますのでご注意ください。
- ⑤ 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後 3 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ⑥ 利用者が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合。
- ⑦ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- ⑧ 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合は所定の期間の経過をもってこの契約は終了となります。
- ⑨ 要介護 3 以上で入所された利用者が、要介護 1 又は要介護 2 に改善し引き続き入所を希望されるには特例利用の入所要件に該当している必要があります。

##### ※特例利用の入所要

ア 認知症のある者であって、日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

#### 6. 施設のサービスの特徴等

## 6. 運営の方針

介護老人福祉施設は、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームであり、施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護とその他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とします。

### (2) 施設利用のお約束

#### ① 面 会

i AM9:00～PM18:30、面会名簿に氏名等の記載をしてください。コロナウィルス、インフルエンザやノロウイルス等の流行時期は面会を一部又は全面的に制限する場合があります。

ii 利用者のご家族、知人、関係者が、本人、他の利用者、職員等に対し迷惑となるような行為（暴力・暴言等）が見られた場合、又は施設運営に支障をきたす場合、面会を一部または全面的に制限する場合があります。

#### ② 外出・外泊 事前に連絡を入れ本人の体調が良ければ可能であることとします。

#### ③ 金銭、貴重品の管理 行政手続代行、日常費用支払代行等併せて管理します。行政手続きなどに係る費用は自己負担になる場合もあります。

#### ④ 所持品の持ち込み 身の回り品以外のものは原則として禁止です。

#### ⑤ 宗教活動 ご自身で行うのは自由ですが、他者に迷惑がかからないことと勧誘を禁止致します。

#### ⑥ ペ ッ ト 不可

#### ⑦ そ の 他 その他、要望等は相談に応じます。

## 7. 緊急時の対応方法

- (1) ご利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じる他、ご家族等へ速やかに連絡します。

### 緊急連絡先

氏 名	(続柄)	
住 所	〒	
電 話 番 号	ご自宅	携帯

## 8. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応:連絡網の整備を中心に消防本部と連携しています。
- (2) 防災設備 :スプリンクラー、避難階段、避難滑り台、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉・シャッター、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源等完備、
- (3) 防災訓練 :年2回実施
- (4) 防火管理者 :永田 雅彦

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

生活相談員	中込 貴	電話 055-223-3303
第三者委員	奥山 美彦	電話 055-228-8530
	長山 勝則	電話 055-253-2529

(2) その他

当施設以外に、市町村および山梨県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

山梨県国民健康保険団体連合会	電話055-233-9201
山梨県社会福祉協議会運営適正化委員会	電話055-254-8610
甲府市役所介護保険課	電話055-237-5473
甲府市南東地域包括支援センター	電話055-223-0103

10. 施設の概要

名称	法人種別	社会福祉法人和人会	介護老人福祉施設トリアス
代表者役職	氏名	施設長 今井 昌子	
所在地・電話番号		山梨県甲府市国玉町951-1	
		電話055-223-3303	
定款の目的に定めた事業		1、特別養護老人ホームトリアス	
		2、短期入所生活介護事業	
		3、通所介護事業	
		4、居宅介護支援事業	
		5、地域包括支援センター	
施設・拠点等		1、特別養護老人ホームトリアス	1ヶ所
		2、短期入所生活介護事業所	1ヶ所
		3、通所介護事業所	1ヶ所
		4、居宅介護支援事業所	1ヶ所
		5、地域包括支援センター	1ヶ所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設トリアス入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に  
基づいて重要事項の説明をしました。

事業者所在地 山梨県甲府市国玉町951-1

事業所番号 1970100200

名称 社会福祉法人 和人会

介護老人福祉施設トリアス

説明者 中込 貴 印

立会者 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設トリアスに  
ついての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<利用者> 住 所

氏 名 印

<契約者> 続 柄

住 所

氏 名 印